

報告第2号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月3日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定及び和解について

令和7年3月6日、大田原市桜木沢129番2先、市道黒羽向町寒井線で発生した公用車の交通事故について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定し和解する。

記

- 1 損害賠償の額 107,580円
- 2 和解の内容
 - (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償金として107,580円を支払う。
 - (2) 相手方は、大田原市に対し損害賠償金として244,160円を支払う。
 - (3) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前2号に定める以外の請求はしない。
- 3 相手方の住所及び氏名
住所 ○○○○○
氏名 ○○○○○